

議案第80号

加西市認定こども園設置条例の制定について

加西市認定こども園設置条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年11月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市認定こども園設置条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一元的に実施することにより、子どもが地域において健やかに成長する環境を充実させるため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北条東こども園	加西市北条町東高室915番地の2

(事業)

第4条 こども園は、幼稚園又は保育所として行う事業に加え、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第5条 こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に規定する支給認定を受けたものとする。

(保育料)

第6条 市長は、こども園に入園する子どもの保護者から、加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成26年加西市条例第 号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）を保育料として徴収するものとする。

(保育料の減免)

第7条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、前条の保育料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

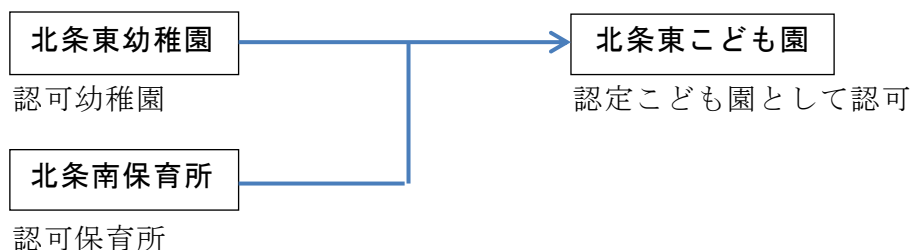
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(審議資料)

平成 27 年 4 月から北条南保育所と北条東幼稚園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園として「北条東こども園」を開園するにあたり条例を制定するもの。

【後掲の資料 1 参照】

議案第 80 号 加西市認定こども園設置条例の制定について



【趣旨】

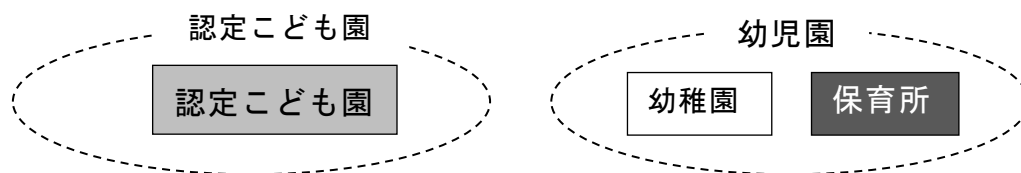
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「認定こども園」として設置します。

【認可について】

- ・ 認可は、「①保育所で認可」、「②幼稚園で認可」、「③幼稚園と保育所が一体となった認定こども園で認可」の3種類ありますが、③の認定こども園で認可を受けます。

【幼稚園と認定こども園について】

- ・ 基本的な保育・教育内容、開園日、開園時間等同じです。
- ・ 両者とも幼保一体の施設です。
- ・ 法律上幼稚園は存在しませんが、幼稚園か保育所のいずれかの園舎で合同保育を行っています。
- ・ 認定こども園は、法律上幼稚園と保育所の区別がない一体の施設です。



- ・ 認定こども園は、法律によって施設の基準が定められています。
(保育室の広さなど新園舎は、国と県の基準に合わせて設計しています。)
- ・ 認定こども園には園長、副園長、保育教諭を置きます。
- ・ 認定こども園は、3歳から幼児教育を行います。
(幼稚園は4・5歳の2年、幼稚園は5歳の1年)